

東京法務局

事前予約でスムーズに相談をお受けいただけます！

土地・建物の相続登記

抵当権の登記の抹消

会社・法人の設立登記

役員変更登記

登記相談の事前予約制導入のご案内

平成28年9月1日開始！

～予約の受付は平成28年8月1日(月)開始。～

※ 予約をされていないお客様は、長時間お待ちいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※ 東京局以外へのご相談につきましては、各法務局へおたずねください。 [法務局](#) [管轄のご案内](#) [検索](#)

< ご 予 約 方 法 >

- ◎ ご予約は、**窓口**又は**電話**でお受けします。
- ◎ 電話でのご予約の受付は、**前日まで**で締め切らせていただきます。
- ◎ ご予約をキャンセルされる場合には、相談予定であった**本局及び各支局・出張所の相談窓口**に直接ご連絡をお願いします。

※ 連絡先は、**東京法務局ホームページ**内の「**東京法務局 管轄一覧**」でご確認ください。

[東京法務局 管轄一覧](#) [検索](#) クリック！

- ◎ 予約時間から**10分以上**遅れた場合は、キャンセルされたものとさせていただきます。
- ◎ 相談時間はおおむね**20分以内**とさせていただきます。

< ご 予 約 ・ お 問 合 せ 先 >

千代田区・中央区・文京区・島
しょ部に所在する不動産(法人)の
登記に関するご相談

【不動産】 **03-5213-1330**
【会社・法人】 **03-5213-1337**

東京都のうち上記以外の区域に所在
する不動産(法人)の登記に関するご
相談

042-540-7211

※ 東京法務局登記電話相談室につながります。

【受付時間】 平日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後4時00分

※ ただし、午後0時から午後2時までの間は、電話が集中し、つながりにくい場合があります。

登記の申請書の作成及び申請の代理は、**司法書士**や**土地家屋調査士**に依頼することができます。

東京司法書士会・土地家屋調査士会では、各地で**無料相談**を実施しています。 ※ いずれも**事前予約制**

【 抵当権の登記の抹消や相続の登記, 会社・法人の設立の登記や役員変更の登記のご相談 】

東京司法書士会総合相談センター (四谷) ☎ **03-3353-9205** (平日(祝日を除く) 午前9時～正午 午後1時～5時)

三多摩総合相談センター (立川) ☎ **042-548-3933** (平日(祝日を除く) 午前10時～午後4時)

【 土地の分筆・合筆の登記, 建物の新築・増築・滅失の登記のご相談 】

東京土地家屋調査士会館 (千代田区三崎町) ☎ **03-3295-0587**

東京法務局

<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/>

登記相談をご利用のお客様へのお願い

東京法務局では、窓口相談の事前予約制を導入しております。

予約をされていないお客様もご利用いただけますが、予約をされているお客様を優先にさせていただいておりますので、予約をされていないお客様は1時間以上お待ちいただいたり、当日の混雑状況によっては、その日のうちに相談をお受けできない場合がございます。あらかじめご了承ください。

- ・1回の相談時間は、20分以内とさせていただきます。
- ・相談では、申請書の記載事項や申請の手続方法について説明します。
登記原因に当たる事実や法律行為(契約)が有効か無効かの法的判断をすることはできません。
- ・申請書や添付書類は、お客様自身で作成(又はご用意)していただきます。
- ・相談では、申請書の内容に関する判断は、行いません。登記申請を受け付けた後に、管轄登記所の登記官が法律に基づいて行います。
- ・登記の内容に応じて、登記事項証明書や戸籍事項証明書等を確認させていただく場合があります。
- ・登記の申請人は、土地・建物の名義人や会社・法人の代表者です。それ以外の方については、相談をお断りする場合があります。
- ・司法書士や土地家屋調査士の資格を持たない者が代理人となり登記申請をした場合、刑罰が科されることがあります(司法書士法73条, 土地家屋調査士法68条)。

※ なお、資格者代理人(司法書士, 土地家屋調査士及び弁護士)の方は、書面による相談票を管轄登記所に直接御提出願います。